

一般社団法人日本ロボット学会 Advanced Robotics Best Paper Award 選考規程

2012年 12月 14日理事会制定

(目的)

第1条 この規程は本会表彰委員会規程に基づく Advanced Robotics Best Paper Award 選考の手続きを定めるものである。

(役員、委員会委員等による推薦)

第2条 本会会長は、定款に定める本会役員（理事、監事）、旧役員、代議員（以下役員等という）、および編集委員会委員に対し、毎年初頭、前前年の1月から前年の12月までの本会欧文誌に発表された full paper、short paper、survey paper の中から優秀と認められる学術的業績（以下論文という）4編以内を選び、論文名、著者名、掲載誌、発行月および被推薦論文の専門分野または関連分野（複数可）を付し、記名推薦することを依頼する。

2 本会会長は第1項と同様の条件などで、欧文誌委員会に推薦を求める。ただしこの場合、推薦数は各々の委員会で決定するものとする。

(会員による推薦)

第3条 本会会長は前条と同様の条件等で、本会会誌に掲載することにより本会正会員からの推薦を求める。ただしこの場合、推薦は、正会員では1名につき論文1編とする。

(論文審査基準)

第4条 論文賞の審査に当たっては、論文内容の独創性、学術・技術上の寄与と波及効果、努力度を考慮し、特に独創性を重視する。またこの他、表現の完成度や研究の発展性も考慮する。

(第1次選考)

第5条 選考小委員会は、推薦された各論文を、それぞれ複数名の委員で評価し、評価結果に基づき10編程度の第1次選考論文を選定する。

(候補の選定)

第6条 上記の第1次選考論文を、選考小委員会の全委員で再度評価する。

2 評価結果に基づき、選考小委員会は、上記の第1次選考論文の中から論文賞の候補を選定する。

(結果の報告)

第7条 選考小委員長は選考の結果を、選考要旨を付して会長に報告する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、企画理事・Advanced Robotics Best Paper Award 選考小委員長が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は2012年12月14日より実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会 Advanced Robotics Best Paper Award 選考規程」の正文であることを確認する。

2012年12月14日

署名

印